

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公益社団法人岩手県農業公社が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 件 名 及 び 数 量 令和 8 年度デスクトップ型パソコン導入 15 台
- (2) 調達件名の特質等 調達仕様書のとおり
- (3) 調 達 方 法 60 ヶ月リース方式（農業公社が別途決定するリース会社との売買契約）
- (4) 納 入 期 限 令和 8 年 9 月 4 日（金）
- (5) 納 入 場 所 別に定める
- (6) 入 札 方 法

(1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者（更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等入札参加資格を有し、令和 8・9・10 年度競争入札参加資格者名簿（物品の製造の請負・物品の売買）に登載されているものであること。
- (4) 岩手県内に本社（支店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有しており、その支店等が(3)の資格を有していること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (6) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書」という。）を令和8年8月6日（木）17時までに13（2）の場所に各1部、提出しなければならない。

なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。

また、仕様等について疑義がある場合は、令和8年8月4日（火）17時までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。なお、回答はホームページに掲載する。

ア 仕様書

- （ア）当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。
- （イ）当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。
- （ウ）当該購入物品のカタログ又は写真を添付すること。

イ 仕様書等の提出に当たっては、次の事項を記載した「送付書」を添えるものとする。

- （ア）提出年月日
- （イ）入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者名（問合せ先）
- （ウ）件名及び数量
- （エ）提出する書類の名称

- (2) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 仕様書等は、公益社団法人岩手県農業公社において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、かつ、使用目的に耐え得ると認められた仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが令和8年8月6日（木）17時までとする。

- (4) 審査結果は、令和8年8月10日（月）17時までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1（1）の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するも

のとする。

- (2) 入札書を提出する場合は、5(1)の日時に 5(2)の場所に持参すること
- (3) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。ただし、金額の訂正は認めない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (5) 契約に係る指名停止に関する申立書を提出しなければならない。
- (6) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年8月17日（月）午前10時
- (2) 場 所 公益社団法人岩手県農業公社 4階 会議室

6 入札保証金・契約保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札金額を訂正した入札書
- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (7) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書
- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、公益社団法人岩手県農業公社で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛名は、「公益社団法人岩手県農業公社 理事長」とする。

- (4) 入札金額
- (5) 件名及び数量
- (6) 納入期限

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、財務処理規程第 21 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、農業公社が別途決定するリース会社と調達物件について売買契約を締結し、当該リース会社と農業公社はリース契約を締結する。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 問合せ先

公益社団法人岩手県農業公社 総務部総務課 (担当) 本宮
〒020-0884 岩手県盛岡市神明町 7 番 5 号 パルソビル 3 階
電話番号 019-651-2181 FAX : 019-624-5107